

条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	平成25年1月1日から 平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の9	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町3丁目33番地	平成26年1月1日から 平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目38番13号	平成26年1月1日から 平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ヶ谷4番地	平成27年1月1日から 平成32年6月30日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区瀬谷四丁目30番地の2	平成28年1月1日から 平成33年6月30日まで
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目2番18号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 こまちぶらす	戸塚区戸塚町145番地の6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで

条例別表の最後に、今回指定の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を追加します。